平成 24 年８月 22 日

各　位

会 社 名　ネ　オ　ス　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長　池　田　昌　史
（コード番号：３６２７　東証第１部）
問合せ先　取締役兼執行役員
企画部長　中　野　隆　司
（TEL．03－5209－1590）

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年８月 22 日開催の取締役会において、会社法第 236 条第１項、第 238 条第１項及び第 240 条第１項の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、平成 24 年５月 29 日開催の当社第８回定時株主総会決議事項第４号議案「株式報酬型ストックオプションの報酬等の額及び具体的な内容決定の件」において、当社取締役に対する報酬等として、年額 40,000 千円以内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与することをご承認頂いております。

記

１．株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役及び執行役員の報酬制度に関して、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも、株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるため。

２．新株予約権の発行要項

（１）新株予約権の名称

ネオス株式会社第 17 回新株予約権

（２）新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役　　６名　330 個
当社執行役員　３名　165 個

（３）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数×　株式分割（または株式併合）の比率

さらに、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

（４）新株予約権の数

495 個とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、上記(１)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は１円とする。

（６）新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年９月７日から平成 32 年９月６日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

（ⅰ）平成 24 年９月７日から平成 27 年９月６日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

（ⅱ）平成 27 年９月７日から、平成 28 年９月６日までは、割り当てられた新株予約権の３分の１について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に１未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)。

（ⅲ）平成 28 年９月７日から、平成 29 年９月６日までは、割り当てられた新株予約権の３分の２について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に１未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)。

（ⅳ）平成 29 年９月７日から、平成 32 年９月６日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

② 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または執行役員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由（死亡した場合を除く。）に基づき当社または当社関係会社の取締役または執行役員の地位を喪失した場合であると取締役会が認めた場合であって、地位を喪失した日から 30 日以内に当該終了時点で行使可能となっている新株予約権を行使するときはこの限りではない。

③ その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「ネオス株式会社第 17 回新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(３)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（９）に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を必要とする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（７）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

上記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の公正価額を新株予約権１個と引換えに払い込む金銭の額（以下、「払込金額」という。）とする。

なお、当社は、新株予約権を割り当てる取締役及び執行役員に対して、払込金額にそれぞれが割り当てを受ける新株予約権の数を乗じて得た額に相当する金銭報酬を付与し、当該報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺することによって、取締役及び執行役員に新株予約権を取得させるものとする。

また、新株予約権の公正価額は、新株予約権の割当日において次式のブラック・ショールズ・モデルを用いて以下の基礎数値に基づき算出される１株当たりのオプション価格とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N\left(d - \sigma\sqrt{T}\right)$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

① １株当たりのオプション価格（C）

② 株価（S）：平成 24 年９月６日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）

③ 行使価額（X）：（募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの、新株予約権の行使時に払い込むべき金額：１円）

④ 予想残存期間（T）：5.5 年

⑤ ボラティリティ（σ）：当社上場日である平成 20 年５月 23 日から平成 24 年９月６日までの各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出

⑥ 無リスクの利子率（ｒ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
⑦ 配当利回り（ｑ）：１株当たりの配当金（平成 24 年２月期の配当実績）÷上記②に定める株価
⑧ 標準正規分布の累積分布関数（Ｎ（・））

(14) 募集新株予約権を割り当てる日（割当日）
平成 24 年９月６日

(15) 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日（払込期日）
平成 24 年９月６日

以上